貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	有限会社富士バス（法人番号２４３０００２０５７１５９）　代表者本間洋昭	北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別１番地６１	本社営業所	北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別１番地６１	R5.02.13	処分日車数４０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項　他５件	令和４年１２月６日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）運行管理者の選任解任届出義務違反（道路運送法（以下「法」）第２３条第３項）、（２）運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第７条の２第１項）、（３）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（５）運行管理補助者の選任解任届出義務違反（運輸規則第６８条）、（６）輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反（法第２９条の３）	4	4
2	宮本バス株式会社（法人番号８４５０００１００６３０８）　代表者今川裕司	北海道上川郡美瑛町扇町	恵庭営業所	北海道恵庭市島松寿町１丁目２７番２	R5.02.28	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第７条の２第１項　他１件	令和４年１０月７日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第７条の２第１項）、（２）運行指示書の記載事項義務違反（運輸規則第２８条の２第１項）	0	0
3	株式会社ＳＯＲＡ（法人番号４４３０００１０７０６０７）　代表者金美成	北海道札幌市清田区清田２条３丁目３－１	本社営業所	北海道札幌市清田区清田２条３丁目３－１	R5.02.28	処分日車数１０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第４５条第１項第１号　他１件	令和５年１月１７日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）定期点検整備の実施違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第４５条第１項第１号）、（２）運行管理補助者の選任解任届出義務違反（運輸規則第６８条）	1	1
	以下余白									